

令和7年第11回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和7年11月11日（火）

午後1時30分開会

第2庁舎8階 801会議室

日程	議題	
第1		会議録署名委員の指名
第2	代処第23号	小金井市学校運営協議会委員の解嘱に関する代理処理について
第3	代処第24号	小金井市学校運営協議会委員の委嘱に関する代理処理について
第4	協議第6号	第4次明日の小金井教育プラン（案）について
第5	協議第7号	教育に関する事務に係る予算に対する意見について
第6	報告事項	1 給食費の改定について 2 その他 3 今後の日程
第7	代処第25号	副校長の任命に係る内申の代理処理について
第8	議案第30号	職員の分限処分について

小金井市学校運営協議会委員の解嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本件は学校運営協議会委員の解嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

令和7年11月11日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(写)

代 理 处 理 書

学校運営協議会委員の解嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規程により、下記のとおり代理処理する。

令和7年10月15日

小金井市教育委員会

教育長 大 熊 雅 士

記

1 被解嘱者

別紙「学校運営協議会解嘱者一覧」のとおり

2 解嘱日

令和7年10月15日

3 解嘱理由

人事異動

学校運営協議会解団者一覧

本町小学校学校運営協議会解団者一覧

ふりがな 氏名	所属・役職等
さかもと たかし 坂本 貴史	本町小学校 副校長

小金井市学校運営協議会委員の委嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本件は学校運営協議会委員の委嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

令和7年11月11日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(写)
代 理 処 理 書

小金井市学校運営協議会委員の委嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規程により、下記のとおり代理処理する。

令和7年10月16日

小金井市教育委員会
教育長 大 熊 雅 士

記

1 委嘱委員

別紙「小金井市学校運営協議会委員名簿」のとおり

2 任期

本町小学校学校運営協議会委員

令和7年10月16日から令和9年3月31日まで（残任期間）

小金井市学校運営協議会委員名簿

本町小学校学校運営協議会委員名簿

ふりがな 氏　名	所属・役職等
こばやし　たかし 小林　孝史	本町小学校　副校長

協議第 6 号

第 4 次明日の小金井教育プラン（案）について

第 4 次明日の小金井教育プラン（案）について協議を求める。

令和 7 年 1 月 11 日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

（提案理由）

教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画の策定に当たり、パブリックコメントを実施するため、本件について協議を求めるものであります。

第4次明日の小金井教育プラン（案）に対する意見募集について

小金井市教育委員会では、第3次明日の小金井教育プランの計画期間が終了することに伴い、第4次明日の小金井教育プラン（案）を作成しましたので、市民参加条例第15条の規定に基づき、市民の皆様のご意見を募集します。

- 1 施策名称 第4次明日の小金井教育プラン（案）
- 2 対象 市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体
- 3 提出期間 令和7年11月20日（木）～令和7年12月19日（金）
- 4 検討結果の公表等 令和8年2月（予定）。寄せられたご意見は、原則として住所・氏名等を除き公開させていただきます。また、ご意見に対する個別的な回答は行いません。検討を終えたときは、ご意見の内容及び検討結果とその理由を公表します。
なお、個人情報や第三者を誹謗中傷するもの、施策案に直接関係のないものに対しては、公表しない場合があります。
- また、賛否の結論だけを示したものについては、検討結果等は示しません。
- 5 配布場所等 市立小・中学校、市役所第二庁舎（庶務課（7階）、広報秘書課広聴係（1階）、情報公開コーナー（6階））、図書館本館、公民館各館、総合体育館、栗山公園健康運動センター、東小金井駅開設記念会館（マロンホール）、婦人会館及び保健センターでご覧いただけるほか、市ホームページでも公開しています。
- 6 提出方法 住所（事務所の所在地）・氏名（団体名及び代表者名）・施策名称を明記し、直接または郵送（必着）、ファクシミリ又は市ホームページ専用フォームで下記へ送付してください。なお、匿名での提出はできません。
また、原則日本語によることとしますが、他の言語での提出の際は、日本語訳を添付してください。
- ファクシミリ用フォーマットは、市ホームページからもダウンロードが可能です。
- 7 送付・問合せ先 小金井市教育委員会学校教育部庶務課
〒184-8504 小金井市前原町3-4 1-15
(電話) 042-387-9872
(FAX) 042-383-1133

第4次 明日の小金井教育プラン(案)

令和8年度～令和12年度

小金井市教育委員会

目次（案）

第1章 教育プラン策定にあたって	1
1. 教育プラン策定の経緯	2
2. 教育プランの位置付け	3
3. 教育プランの期間	4
第2章 小金井市の教育を取り巻く状況	5
1. 統計データからみる小金井市の教育に関する状況	6
2. アンケート調査実施結果	9
3. 「明日の小金井教育プラン中学生ワークショップ」実施結果	14
4. 第3次明日の小金井教育プランにおける総括的評価	15
5. 国・都の動向	18
第3章 教育プランの基本的な考え方	19
1. 教育目標	20
2. 基本方針	21
3. スローガン	21
4. 施策体系	22
第4章 基本方針に基づく施策の展開	23
施策1 新しい時代に必要となる資質・能力を育む教育	24
施策2 グローバル社会を生きる力を育む教育	27
施策3 デジタル社会をよりよく生きる力を育む教育	31
施策4 人権教育の推進	34
施策5 一人一人の困り感への支援の充実	38
施策6 地域とともにある学校づくりの推進	44
施策7 地域と協働した安全教育の推進	49
施策8 健康・食育の推進	51
施策9 教員のキャリア形成と働き方改革の推進	54
第5章 教育プランの推進に向けて	57
1. 推進体制	58
2. 進行管理	58

第 1 章 教育プラン策定にあたって

- 1 教育プラン策定の経緯
- 2 教育プランの位置付け
- 3 教育プランの期間

1. 教育プラン策定の経緯

本市教育委員会では、令和3年3月に「第3次明日の小金井教育プラン～笑顔いっぱい、わくわくいっぱい～」（以下、「第3次教育プラン」とする。）を策定し、基本方針に基づく教育施策を展開してきました。

この間、国は「社会に開かれた教育課程」を重視する学習指導要領の改訂や、ICTを活用した教育環境整備を通じて、生徒の「個別最適化された学び」と「協働的な学び」の実現を目指す「GIGAスクール構想」等を推進してきました。また、令和5年6月に、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つをコンセプトとする「第4期教育振興基本計画」を閣議決定し、予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものと位置付け、教育の普遍的な使命（不易）と、社会や時代の変化への対応（流行）を踏まえた教育の展開を図っています。

東京都においても、令和6年3月に、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」の実現を目指す「東京都教育ビジョン」を策定し、「自ら未来を切り拓く力の育成」「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」の3本の柱を設定し、教育を推進しています。

社会では、グローバル化や情報化が加速度的に進み、予測困難な時代に突入しています。また、人工知能の急速な発展は、子どもたちの学びや教職員の働き方等に大きな変化をもたらしています。このような社会の変化に対応し、未来を生きる子どもたち同士が主体的に学び合い、多様性を包摂し、創造力豊かに未来を切り拓いていく学びを教育現場で支えていくことが必要とされています。

第3次教育プランの計画期間の終了に伴い、令和7年度に改めて、教育目標、基本方針の改定を行うと共に、国や東京都の動向、第3次教育プランの成果と課題を踏まえ、「第4次明日の小金井市教育プラン」（以下、「本教育プラン」とする。）を策定しました。

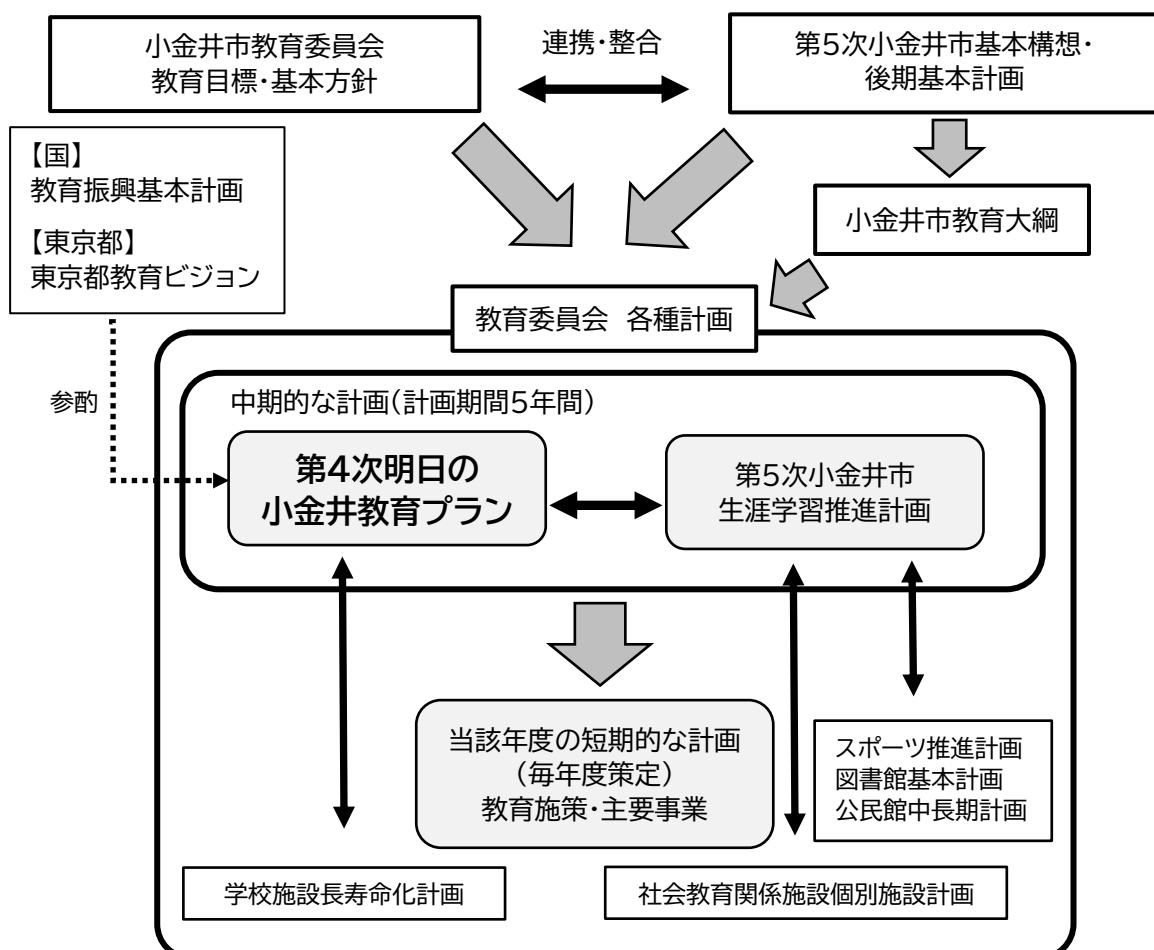
2. 教育プランの位置付け

本教育プランは、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定する教育振興基本計画です。本市教育委員会が掲げる教育目標・基本方針の実現に向けて、学校教育分野において取り組む中期的な実施計画となるもので、関連する市の個別計画や市立小中学校の学校運営にも反映されるものです。

また、毎年度策定している教育施策・主要事業は、具体的な取組を進めるための短期的な実施計画として位置付けています。

なお、本教育プランの対象は、小金井市の学校教育分野（基本方針1・2・3）としており、生涯学習分野（基本方針4）については第5次生涯学習推進計画を策定し、推進していきます。（21ページ参照）

■教育目標・基本方針・各計画・教育施策の体系図



3. 教育プランの期間

本教育プランの計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	
基本構想・ 基本計画	第5次小金井市基本構想・前期基本計画										
							第5次小金井市基本構想・後期基本計画				
教育プラン	第3次 明日の小金井市教育プラン						第4次 明日の小金井市教育プラン(本計画)				

第2章 小金井市の教育を取り巻く 状況

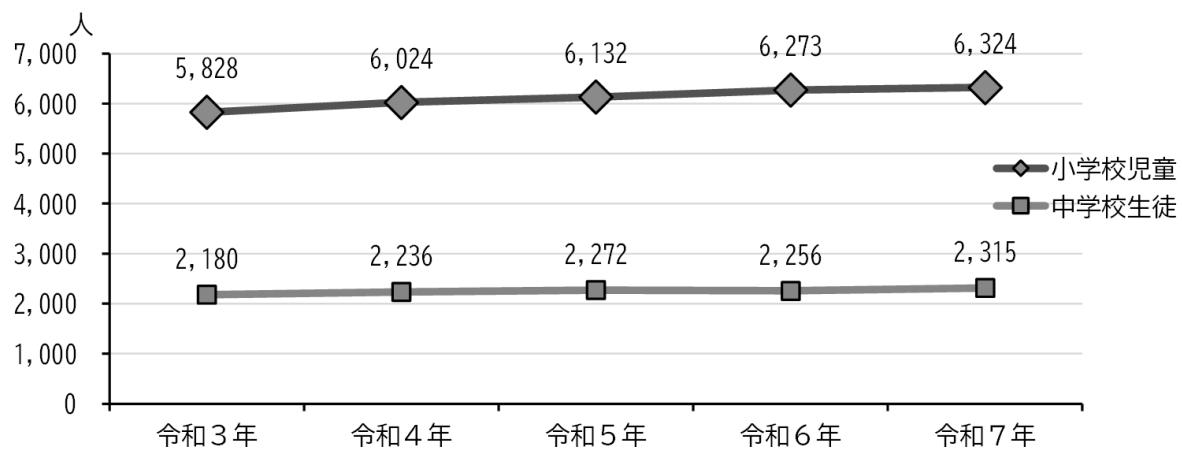
- 1 統計データからみる小金井市の教育に関する状況
- 2 アンケート調査実施結果
- 3 「明日の小金井教育プラン」ワークショップ」実施結果
- 4 第3次明日の小金井教育プランにおける総括的評価
- 5 国・東京都の動向

1. 統計データからみる小金井市の教育に関する状況

(1) 市立小・中学校の児童・生徒数

令和3年度から令和7年度にかけての市立小・中学校の児童・生徒数については、微増傾向となっています。

■市立小・中学校児童・生徒数の推移



資料：学校教育部学務課（毎年5月1日）

(2) 市立小・中学校の学校数・学級数

令和3年度から令和7年度にかけての市立小・中学校の通常学級数は、小学校では、一クラス35人学級となったこと等から増加傾向であり、中学校で令和5年度以降は増減なしとなっています。

特別支援学級〔固定〕は、小学校で10学級前後、中学校では6学級で、推移しています。

■市立小・中学校の学校数・学級数の推移

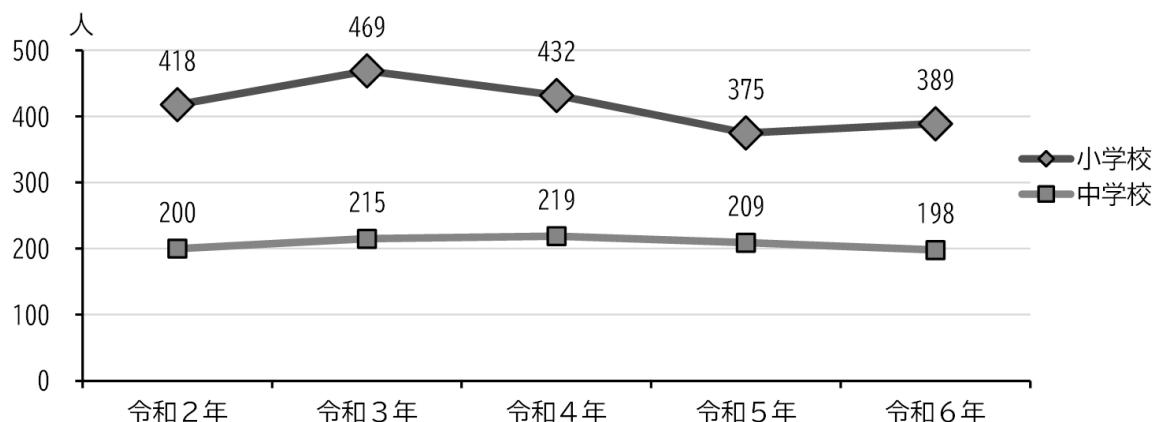
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
学校数（校）	小学校	9	9	9	9	9
	中学校	5	5	5	5	5
通常学級数（学級）	小学校	181	186	191	199	204
	中学校	61	64	65	65	65
特別支援学級数〔固定〕（学級） 〔 〕内は校数	小学校	9〔3〕	9〔3〕	9〔3〕	10〔3〕	11〔3〕
	中学校	6〔2〕	6〔2〕	6〔2〕	6〔2〕	6〔2〕

資料：学校教育部学務課（毎年5月1日）

(3) 就学援助受給者数

令和2年度から令和6年度にかけての本市就学援助受給者数は、小学校、中学校とともに増減はありますが、減少傾向となっています。

■就学援助受給者数の推移

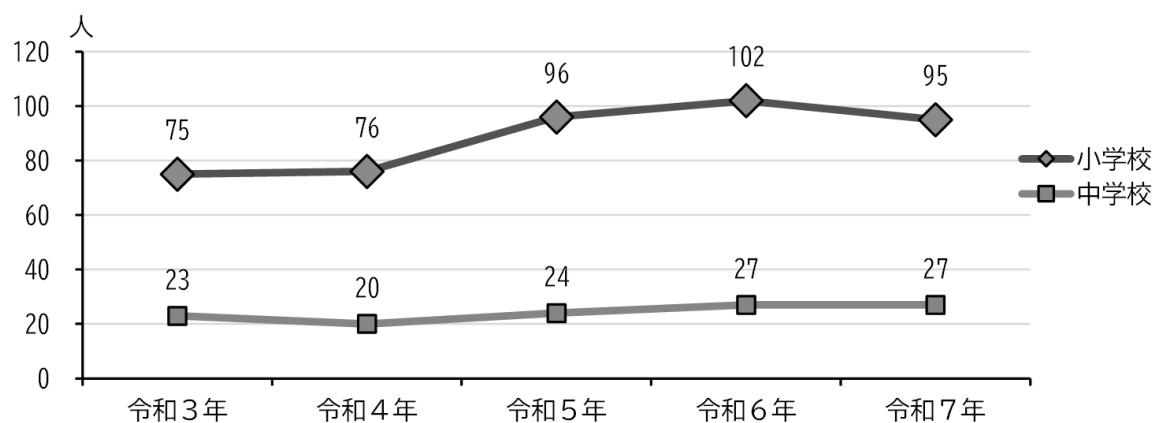


資料：学校教育部学務課（毎年3月31日）

(4) 外国籍児童・生徒数

令和3年度から令和7年度にかけての本市外国籍児童・生徒数は、小学校、中学校とともに増減はありますが、増加傾向となっています。

■外国籍児童・生徒数の推移

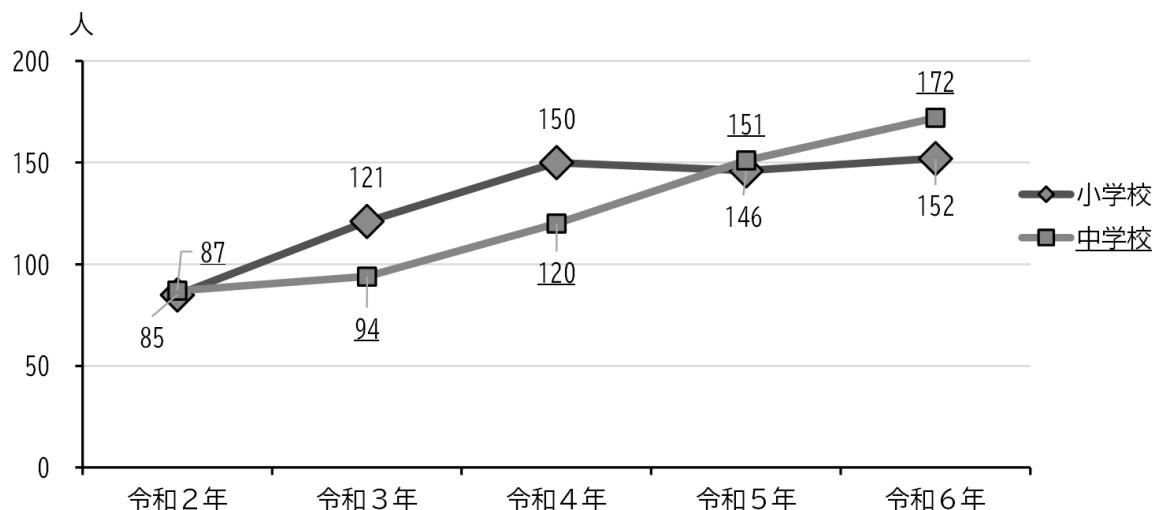


資料：学校教育部学務課（毎年5月1日）

(5) 不登校児童・生徒数

令和2年度から令和6年度にかけての本市不登校児童・生徒数は、小学校、中学校ともに増加傾向となっており、特に中学校で増加しています。

■不登校児童・生徒数の推移

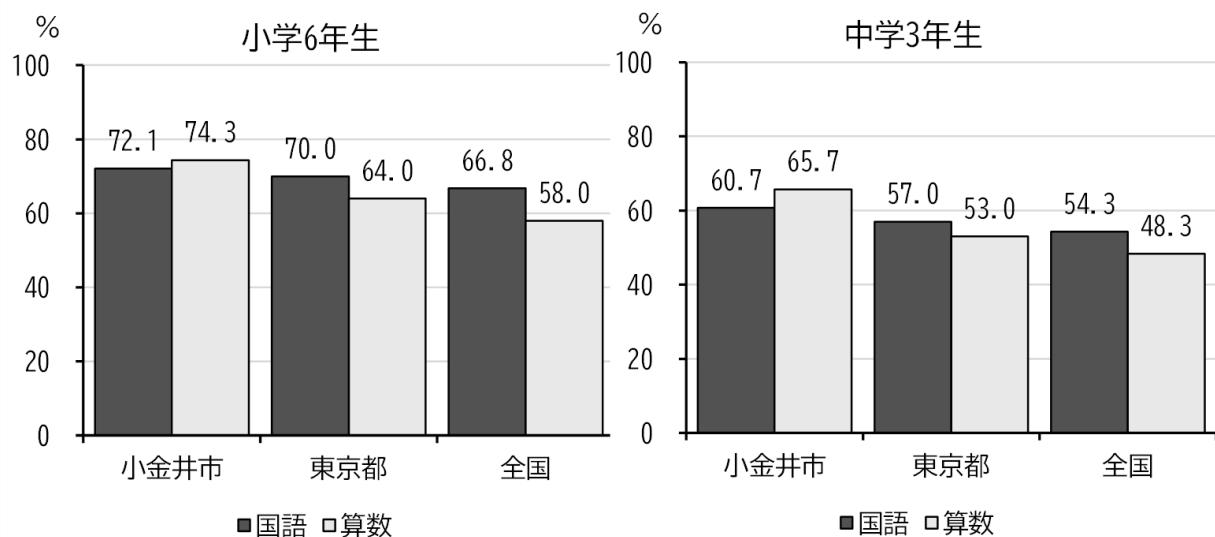


資料：学校教育部指導室（毎年3月31日）

(6) 学力の状況

令和7年度の全国学力・学習状況調査結果によると、小学校、中学校ともに全国、東京都の正答率を上回っています。

■学力の状況



資料：学校教育部指導室（毎年4～5月）

2. アンケート調査実施結果

本教育プランの策定にあたり、令和7年1月から2月にかけて、市立小学校5・6年生及び市立中学校1・2年生全員を対象に、学校での取組等についてアンケート調査を実施しました。

(1) 児童・生徒アンケート調査の概要

調査方法	WEB調査による本人回答方式		
配布数	3,548件（小学校 2,029件、中学校 1,519件）		
有効回収数	2,844件	有効回収率	80.2%

(2) 児童・生徒アンケート調査結果

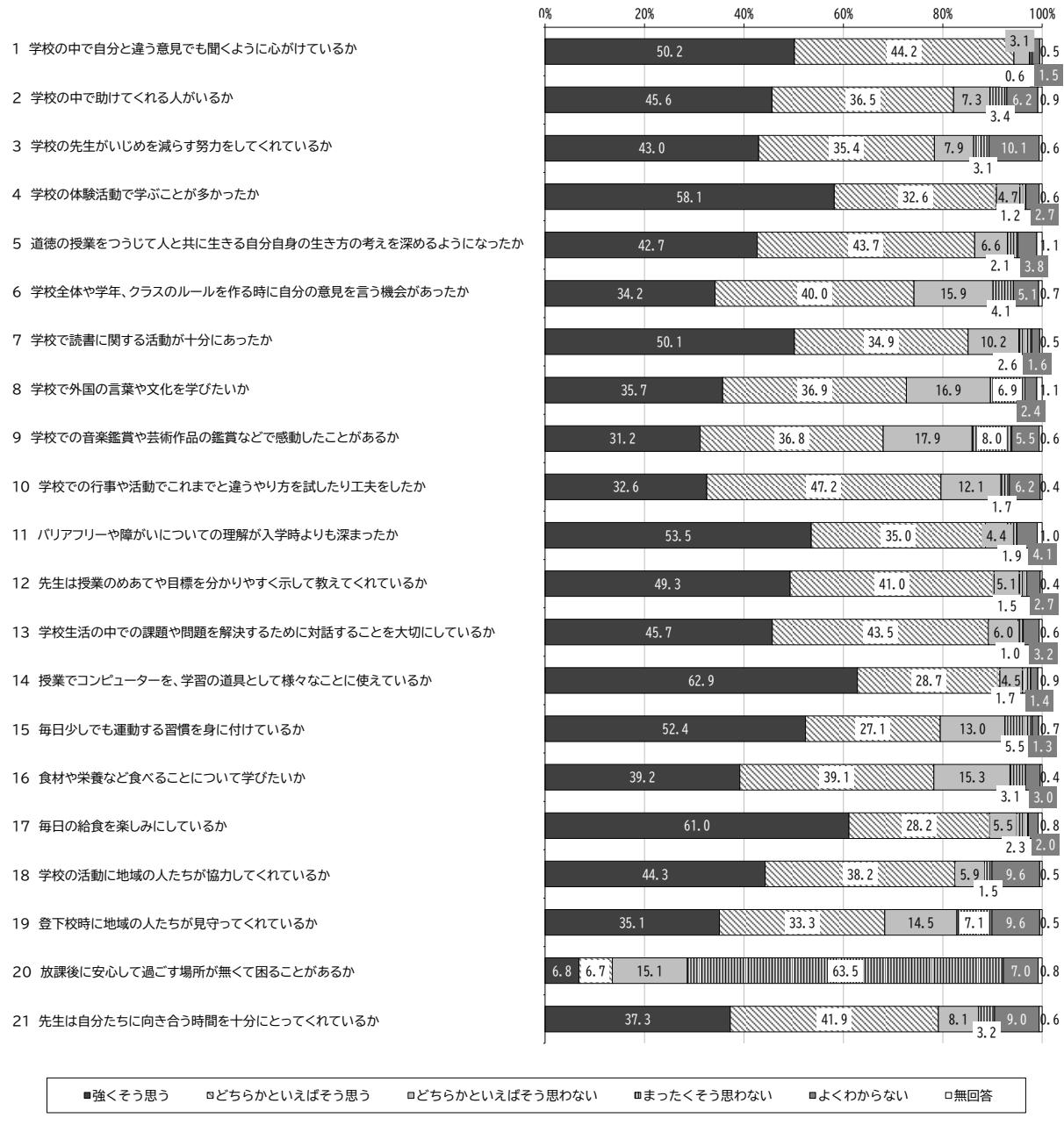
① 学校での取組の状況

学校での取組の状況については、多くが肯定的な意見となっています。

特に「1 学校の中で自分と違う意見でも聞くように心がけているか」「4 学校の体験活動で学ぶことが多かったか」「12 先生は授業のめあてや目標を分かりやすく示して教えてくれているか」「14 授業でコンピューターを、学習の道具として様々なことに使っているか」では、肯定的な意見が9割以上と高くなっています。

一方で、「9 学校での音楽鑑賞や芸術作品の鑑賞等で、感動したことがあるか」および「19 登下校時に地域の人たちが見守ってくれているか」では、肯定的な意見が7割未満となっています。

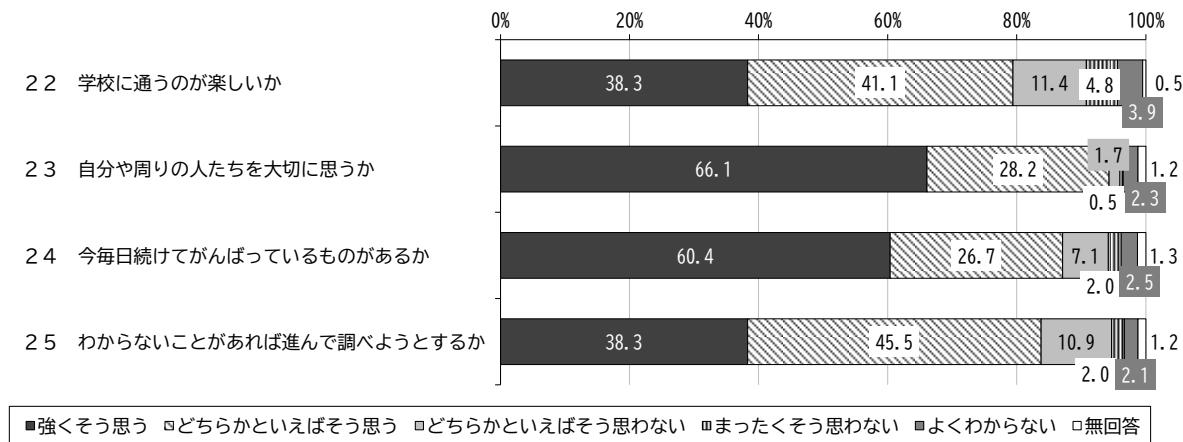
■学校での取組の状況



② 主観的幸福の状況

主観的幸福の状況については、いずれも肯定的な意見が7割以上となっており、特に「23 自分や周りの人たちを大切に思うか」で9割以上と高くなっています。

■主観的幸福の状況

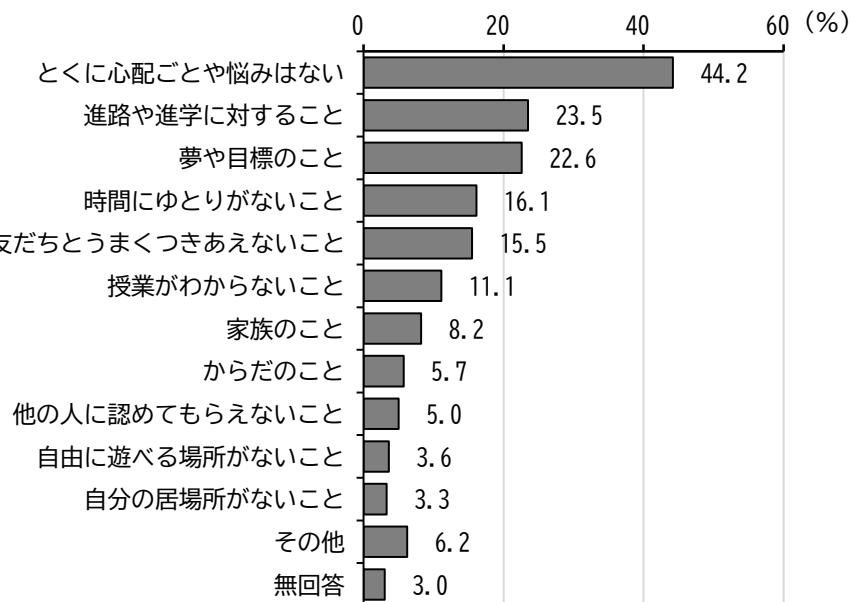


③ 悩み・相談について

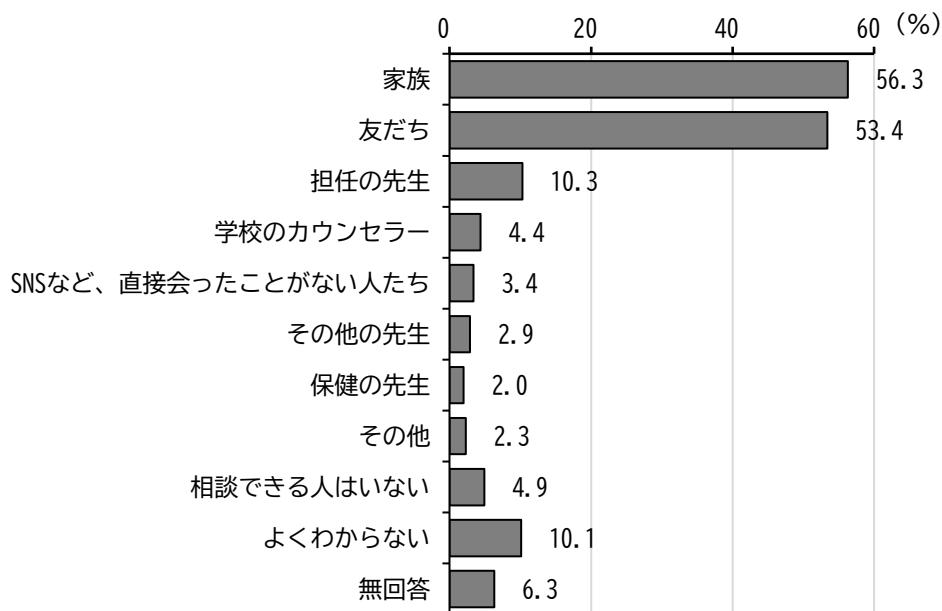
今感じている心配ごとや悩みについてみると、「とくに心配ごとや悩みはない」が44.2%と最も高く、次いで「進路や進学に対すること」が23.5%、「夢や目標のこと」が22.6%となっています。

心配ごとや悩みの相談相手についてみると、「家族」が56.3%と最も高く、次いで「友だち」が53.4%となっています。また、「相談できる人はいない」も4.9%となっています。

■今感じている心配ごとや悩みについて



■心配ごとや悩みの相談相手

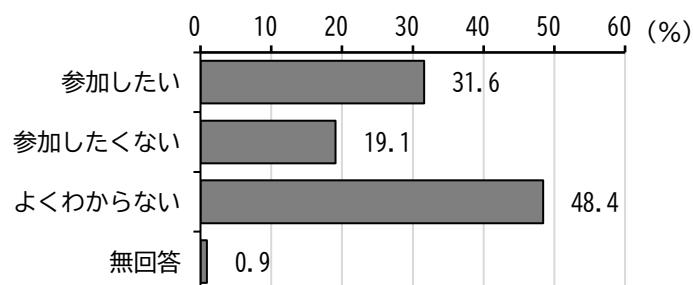


④ 部活動について

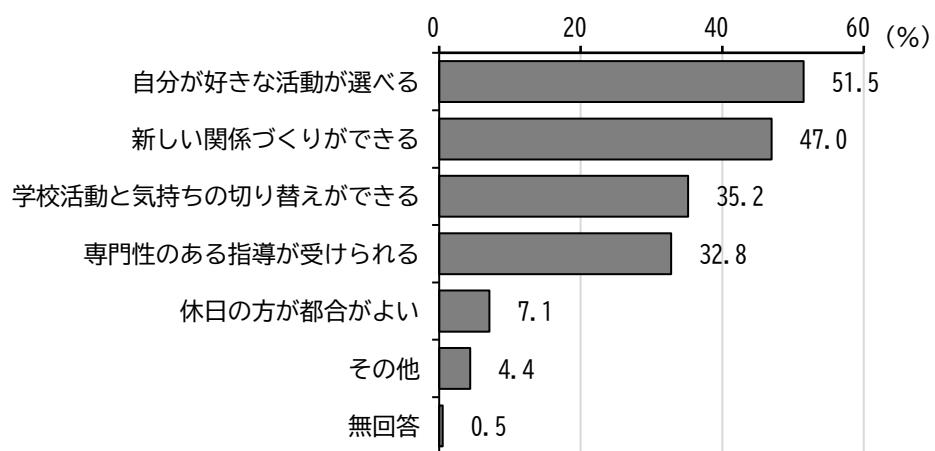
部活動の地域展開についてどう思うかについてみると、「参加したい」が 31.6%、「参加したくない」が 19.1%、「よくわからない」が 48.4% となっています。

参加したい理由についてみると、「自分が好きな活動が選べる」が 51.5% と最も高く、次いで「新しい関係づくりができる」が 47.0% となっています。
参加したくない理由についてみると、「休日に活動したくない」が 61.6% と最も高く、次いで「新しい関係づくりがめんどう」が 37.6% となっています。

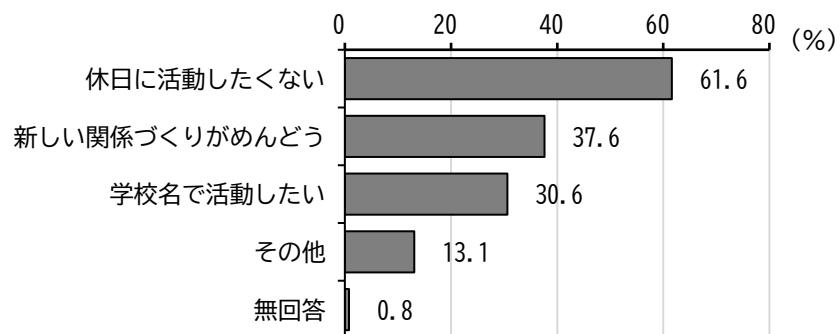
■部活動の地域展開についてどう思うか【中学生のみ】



■参加したい理由【中学生のみ】



■参加したくない理由【中学生のみ】



⑤ 自由意見

(主な自由意見は、資料編に記載を予定しております。)

3. 「明日の小金井教育プラン中学生ワークショップ」実施結果

本教育プラン策定にあたり、子どもの意見を聞く機会として、中学生を対象としたワークショップを開催しました。

日 時	令和7年6月21日（土曜）午後2時～4時
対 象	市内在住学の中学生 16人
テーマ	<p>テーマ1 未来を自分らしく生きるために、どのようなことを、どのように学びたいと思う？</p> <p>テーマ2 未来を自分らしく生きるために「全ての人の人権」が大切にされる学校ってどんな学校？</p> <p>テーマ3 未来を自分らしく生きるために、地域・家庭・学校が一緒になって、何が実現できるようになればいい？</p>

（主な意見・提案は、資料編に記載を予定しております。）

4. 第3次明日の小金井教育プランにおける総括的評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、本市教育委員会では、毎年、教育委員会における活動状況について点検及び評価を行い、有識者からの知見も踏まえ、その結果に関する報告書を毎年作成しています。

(1) 評価基準

評価	評価基準	今後の事業展開
A	当該年度目標を達成している。	「拡充」又は 「継続（現状維持）」
B	当該年度目標を概ね達成している。	「継続（現状維持）」又 は「見直し（手法等）」
C	当該年度目標を達成したとはいえず、改善 する必要がある。	「見直し（手法等）」
D	当該年度目標を達成することができていな い。又は事業に着手できていない。	「廃止（縮小）」
α・-	αは新型コロナウイルス感染症対応の創意 工夫がなされた取り組み、-は、評価不可 とする。	

(2) 過去4年間の事業評価結果

	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
施策1 人権教育の推進				
1 人権教育に係る教員研修の実施	A	A	A	A
2 いじめ防止対策推進条例の周知と運用	B	B	B	B
施策2 思いやや公心の育成				
3 いじめ・不登校に関する対策	B	B	B	B
4 体験活動・ボランティア活動の充実	—	—	B	B
5 道徳教育の充実	α	A	A	A
施策3 個性と創造力を伸ばす教育の推進				
6 その子らしさを伸ばす教育の推進	A	A	A	A
7 読書活動・表現活動の充実	A	A	A	A
8 国際社会を生きるための語学指導の充実	A	A	A	A
9 個性や創造力を育むための文化的行事の充実	α	α	A	A
施策4 特別な支援を必要とする児童・生徒の教育の充実				
10 (仮称) 教育支援センターの設置	B	A	B	A
11 特別支援教育の推進	A	A	A	A
施策5 確かな学力の確立				
12 個を伸ばす授業改善と学力向上	A	A	A	A
13 未来を創る力を育むICT活用の推進	B	B	B	B
施策6 健康・食育の推進				
14 体育・健康・安全教育の充実	A	A	A	A
15 食育の推進	C	B	B	B
16 給食関連整備	A	B	A	A
施策7 信頼される学校づくりの推進				
17 コミュニティ・スクールの推進	α	A	A	A
18 学校施設の充実	A	A	A	A
19 通学路の安全確保	B	A	A	A
20 学区域の見直し	C	B	B	B
21 豊かな放課後の居場所づくり	C	B	B	B
施策8 教員の研修と働き方改革				
22 校内研修と教員の研修の充実	A	A	A	A
23 教員の働き方改革	B	B	B	B

(3) 総括

第3次教育プランを通して、ＩＣＴを活用した個別最適な学び、地域と連携した教育活動の推進、心身の健康に配慮した指導等の多様な観点から、すべての子どもたちの成長を支える教育を着実に進めました。

特に、施策4「特別な支援を必要とする児童・生徒の教育の充実」の「(仮称)教育支援センターの設置」では、「(仮称)小金井市教育支援センター基本構想」を策定し、教育支援センターにおける施設整備に向けた基本的な考え方を示すとともに「読み書き困難等支援員」を配置し、読み書き困難による困り感を抱える児童・生徒の支援や指導を行う教員への助言を実施する等、学習支援の組織体制の強化にも取り組みました。また、施策5「確かな学力の確立」の「個を伸ばす授業改善と学力向上」では、ＩＣＴ活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業変革を行いました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、施策2「思いやりや公共心の育成」の「体験活動・ボランティア活動の充実」や施策3「個性と創造力を伸ばす教育の推進」の「個性や創造力を育むための文化的行事の充実」では、一時的に教育活動が制限されましたが、感染症の法的位置付けの移行に伴い本格的に事業を再開しました。

一方で、各校ＩＣＴの活用が進むなか、学校間でのＩＣＴ端末活用の差が生じている課題があります。また、教員の働き方改革に関しても一定の進捗があったものの、部活動の地域展開や校務支援体制の整備については、持続可能な仕組みづくりが課題となっています。教員の働き方改革は、働き手である教員の視点だけでなく、子どもと向き合う時間を確保するという点からも推進していく必要があります。

また、有識者からは、大学等と連携した教育行政が評価された一方、施策2「思いやりや公共心の育成」の「いじめ・不登校に関する対策」では、いじめと不登校それぞれで対応する必要性があるとの意見や全体的な評価として、各施策の状況を把握することができる指標への見直しが求められました。

今後はこれまでの成果と課題を踏まえつつ、主体的な学びを推進し、一人一人の個性を生かしながら、地域・家庭・学校でその子らしさを最大限に引き出す教育を目指していきます。

5. 国・東京都の動向

(1) 国の動向

① 第4期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）

国は、2023（令和5）年6月、第4期目となる教育振興基本計画を閣議決定しました。社会状況の急激な移り変わりを背景に、今日の社会が、将来予測が困難な「V U C Aの時代」であるとの認識のもと、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つのコンセプトを設定し、教育政策の方向性として打ち出し、施策の展開を図っています。

② こども基本法（令和5年4月施行）

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。

日本国憲法及び「児童の権利に関する条約」の精神に則り、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現と、子ども政策の総合的な推進を目的としています。

③教職員給与特別措置法（特給法）改正（令和8年1月施行）

令和7年6月に教員の長時間労働是正と処遇改善を目的として、特給法が改正され、令和8年1月から順次、施行されました。

本改正では、教職調整額の引き上げ、主務教諭の新設と共に、教育委員会として教員の長時間労働対策に関する計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定と公表が義務付けられます。この改正を通して、働き方改革の取り組みを「見える化」し、実効性を高めることを目指します。

(2) 東京都の動向

① 東京都教育ビジョン（第5次）（令和6年3月策定）

東京都は、令和6年3月、第5次となる東京都教育ビジョンを策定しました。令和6年度から令和10年度までの5年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示したもので、東京都内公立学校の教職員をはじめとする全ての教育関係者の「羅針盤」として、今後目指すべき方向性の共有を働きかける計画と位置付けられています。

第3章 教育プランの基本的な考え方

- 1 教育目標
- 2 基本方針
- 3 スローガン
- 4 施策体系

1. 教育目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

このため、学校には、一人一人の子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓(ひら)き、持続可能な社会の創り手となることができるようになることが求められている。

また、生涯学習においては、国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

小金井市教育委員会は、この教育の目的と理念を尊重し、以下の「教育目標」に基づき、第5次小金井市基本構想を踏まえ、積極的に教育行政を推進する。

小金井市教育委員会は、全ての子どもが、主体的に学び合い、多様性を包摂し、創造力豊かに未来を切り拓くことを願い

- よりよい未来の創造を目指し、主体的に学び、多様な人々と協働して課題を解決する人の育成
- 自分を肯定的に捉え、一人一人の個性を生かし、自他の人権を大切にして、共に生きる人の育成
- 地域・家庭・学校が未来を生きる子どもの姿を共有し、その子らしさを最大限に引き出す教育

を目指し、学校教育を推進する。

また、全ての市民が学びを通じて豊かな人生を送り、一人一人の成長が社会全体の発展につながるよう

- 全ての市民に、魅力ある学びの機会を提供
- 学びを通じた個々の能力向上と社会参加の促進
- 気軽に参加できる文化・スポーツ活動の充実と地域連携の強化

を目指し、生涯学習を推進する。

2. 基本方針

本教育プランは、本市教育委員会の定める以下の4つの基本方針の下、施策を定め、各種取組を推進していきます。

【基本方針1】未来を創造する力の育成

グローバル社会の変化を捉え、ICTを活用しながら主体的に学び、多様な人々と協働して新しい価値を生み出す人を育てる教育を推進する。

【基本方針2】自他の人権を大切にして、共に生きる人の育成

自分らしさを大切にし、互いの違いを理解し、認め合い、尊重し、共に生きる人を育てる教育を推進する。

【基本方針3】地域・家庭・学校が協働し、その子らしさを引き出す教育の推進

地域・家庭・学校が協働し、小金井市の特色を生かして子どもを見守り、育てる教育を推進する。

【基本方針4】学びを通じた豊かな人生の実現と知の循環による生涯学習の推進

市民が自ら学び、文化・スポーツ等への参加を通じて豊かな人生を送るための機会の充実を図り、個々の成果の広がりが、やがて「まち」を豊かにする生涯学習を推進する。

※ 基本方針4は、第5次生涯学習推進計画の内容となります。

3. スローガン

笑顔いっぱい、わくわくいっぱい

笑顔いっぱいには … 「自分のことが好きで、みんなのことを大切にする」との願いを込めています。

わくわくいっぱいには… 「興味をもって、主体的に学ぶ」との願いを込めています。

一人一人のその人らしさを生かし、共に学ぶ教育環境を目指します。

4. 施策体系

教育目標	基本方針	施策	主要事業
<p>全ての子どもが、主体的に学び合い、多様性を包摂し、創造力豊かに未来を切り拓くことを願い</p> <p>○よりよい未来の創造を目指し、主体的に学び、多様な人々と協働して課題を解決する人の育成</p> <p>○自分を肯定的に捉え、一人一人の個性を生かし、自他の人権を大切にして、共に生きる人の育成</p> <p>○地域・家庭・学校が未来を生きる子どもの姿を共有し、その子らしさを最大限に引き出す教育を目指し、学校教育を推進する。</p>	<p>【基本方針1】 未来を創造する力の育成</p> <p>【基本方針2】 自他の人権を大切にして、共に生きる人の育成</p> <p>【基本方針3】 地域・家庭・学校が協働し、その子らしさを引き出す教育の推進</p>	<p>施策1 新しい時代に必要となる資質・能力を育む教育</p> <p>施策2 グローバル社会を生きる力を育む教育</p> <p>施策3 デジタル社会をよりよく生きる力を育む教育</p> <p>施策4 人権教育の推進</p> <p>施策5 一人一人の困り感への支援の充実</p> <p>施策6 地域とともにある学校づくりの推進</p> <p>施策7 地域と協働した安全教育の推進</p> <p>施策8 健康・食育の推進</p> <p>施策9 教員のキャリア形成と働き方改革の推進</p>	<p>① 授業変革の推進 ② 持続可能な環境教育の推進</p> <p>③ グローバル社会を生きる語学指導の充実 ④ 体験活動・読書活動・表現活動の充実 ⑤ 個性や創造力を育む文化的行事の充実</p> <p>⑥ I C T利活用の推進 ⑦ デジタル・シティズンシップ教育の推進</p> <p>⑧ 人権教育に係る教員研修の実施・充実 ⑨ 子どもの声を聴く・子どもの権利の尊重 ⑩ 対話のある道徳教育の充実</p> <p>⑪ 個に寄り添う不登校支援の推進 ⑫ 様々な困り感を抱えた子どもへの支援の充実 ⑬ いじめをしない、させない、許さない教育の推進 ⑭ その子らしさを引き出す特別支援教育の推進 ⑮ 組織的な教育相談体制の充実</p> <p>⑯ コミュニティ・スクールの推進・放課後の居場所の充実 ⑰ 部活動の地域展開の推進 ⑱ 柔軟な学区域の検討 ⑲ 学校施設の充実 ⑳ 幼保小中等の連携の推進</p> <p>㉑ 防災教育・安全教育の充実 ㉒ 交通安全の推進・通学路の安全確保</p> <p>㉓ 体育・保健・健康教育の充実 ㉔ 食育の推進</p> <p>㉕ 校内研究と教員の研修の充実 ㉖ 生きがい、やりがいのある働き方改革の推進</p>

第4章 基本方針に基づく施策の展開

- 施策1 新しい時代に必要となる資質・能力を育む教育
- 施策2 グローバル社会を生きる力を育む教育
- 施策3 デジタル社会をよりよく生きる力を育む教育
- 施策4 人権教育の推進
- 施策5 一人一人の困り感への支援の充実
- 施策6 地域とともにある学校づくりの推進
- 施策7 地域と協働した安全教育の推進
- 施策8 健康・食育の推進
- 施策9 教員のキャリア形成と働き方改革の推進

施策 1

新しい時代に必要となる資質・能力を育む教育



子どもたちが自ら問いを立て、深く思考し、他者との対話を通じて学びを広げる教育を推進します。学びの土台を確かなものとしながら個に応じた支援と協働的な学びを一体的に推進し、子どもたちが自ら「学びたい」と感じる授業を創出します。あわせて、主体性や探究心を涵養し、未来社会を切り拓く力を育成するため、教員の指導力向上および授業改善を進め、新しい時代にふさわしい資質・能力の確実な育成を図ります。

指標名	対象	現状値※	目標値 (令和12年)
授業で課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができないと回答した小・中学生の割合	小5	87.9%	90.0%
	中2	84.8%	90.0%
学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方方に気付いたりすることができないと回答した小・中学生の割合	小5	89.2%	95.0%
	中2	88.8%	95.0%
「ハチドリプロジェクト」等、環境問題について、自分から考え、行動することができないと回答した小・中学生の割合	小5	72.9%	75.0%
	中2	62.6%	70.0%

※「現状値」の考え方について

施策の現状値は、文部科学省が実施する「全国学力・学習状況調査」(調査対象は、小学校6年生、中学校3年生)の令和5年度から令和7年度にかけての数値、本教育プラン策定時に実施した児童・生徒アンケート数値(令和6年度)、その他類似アンケート結果等を基に記載しています。

なお、各施策の現状値についても同様となります。

主要事業① 授業変革の推進 【担当：指導室】

現代の教育課題に応えるためには、「共に学ぶ授業」へと授業の変革が求められています。子どもたちが自ら問いを立て、深く思考し、仲間と協働して学びを創り出す授業への転換こそが、これからの中学校教育に不可欠です。

全ての教員が「個別最適な学び」と「協働的な学び」を効果的に組み合わせた授業を実践できるよう、授業研究や研修の在り方を見直し、指導助言を充実します。さらに、ＩＣＴを効果的に活用した多様な学習形態を導入し、児童生徒の主体性を引き出す授業づくりを支援する体制を整備します。これらの取組を通じて、子どもたち一人一人が主体的に学びに向かい、達成感と自己肯定感を実感しながら、未来を切り拓く力を育む授業の実現を目指します。

主な取組

【指導室】

- 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- 「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業の実践
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- 子どもの「学びたい」がある授業の推進
- 授業改善推進プランの活用

主要事業② 持続可能な環境教育の推進 【担当：指導室】

持続可能な社会の創り手の育成に向けて、地域の自然や資源を活用した体験的な学習を充実します。社会の問題を自分事化する子ども主体の「ハチドリプロジェクト」等の地域と連携した環境学習、移動教室における自然とのふれあいや林間学校における「森林体験」等を通じて、持続可能な社会の実現に向けた意識や行動力を養います。

また、教科等の学びと関連付けながら、子どもたちが身近な環境課題に関心を持ち、未来の環境について自ら考え行動する力を育みます。

「気候非常事態宣言」を発出した自治体として環境教育に全力で取り組み、子どもたち一人一人が「持続可能な社会を創る主役」として、自ら考え、仲間と協働し、行動する力を育みます。

主な取組	<p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none">■ハチドリプロジェクトの推進■海の移動教室、山の移動教室における自然とふれあう活動の充実■林間学校における森林体験の充実
------	---

施策 2

グローバル社会を生きる力を育む教育



急速に進展するグローバル化に対応するためには、異なる文化や価値観を尊重しながら、他者と協働し、自らの考えを的確に伝える力がこれまで以上に求められています。自分の意見を根拠をもって主張し、相手に伝わるように表現する力は、国際社会で主体的に生きるための要となります。

そのために、語学力や読解力に加え、論理的に表現する力を育み、子どもたちが多様な他者と対話・協働しながら、自分らしく社会に関わっていくための基盤をつくります。こうした資質・能力の育成を通じて、子どもたちが国際社会の一員としての自覚を持ち、未来を切り拓く力を培う教育を推進します。

指標名	対象	現状値	目標値 (令和12年)
英語の授業の内容がよく分かると回答した小・中学生の割合	小5	81.1%	85.0%
	中2	71.7%	80.0%
体験活動を通して、思ったことや考えたことを表現することができていると回答した小・中学生の割合	小5	88.0%	90.0%
	中2	86.5%	90.0%
読書を通して、思ったことや考えたことを表現することができていると回答した小・中学生の割合	小5	87.7%	90.0%
	中2	80.2%	85.0%
学校での音楽鑑賞や芸術作品の鑑賞等で、感動したことがあると回答した小・中学生の割合	小5	70.9%	80.0%
	中2	68.9%	80.0%

主要事業③ グローバル社会を生きる語学指導の充実 【担当：指導室】

グローバル化が進展する中で、多様な人々とコミュニケーションをする能力が必要とされています。小・中学校において、外国語指導助手（A L T）を派遣し、実際のコミュニケーションを通じて、グローバル化する社会を生きるために必要な子どもたちの語学力を伸ばすとともに国際理解を推進します。

さらに、体験型英語学習施設の活用により、実社会さながらの英語環境の中で実践的な表現力を高めます。また、地域の支援団体等、多様な人材との連携を通じて、異文化交流や国際的な視野を広げ、子どもたちが多様な価値観を理解し尊重しながら、グローバル社会において主体的に関わる力を育てます。

主な取組	<p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none">■外国人英語指導助手（A L T）の派遣■体験型英語学習施設での外国語体験学習の実施
------	--

主要事業④ 体験活動・読書活動・表現活動の充実 【担当：指導室・図書館・公民館】

自然や社会と関わる体験活動によって、豊かな人間性や社会性の育成を図るとともに、多様な人々と協力して活動する体験を充実します。

子どもたち一人一人が主体的に取り組む体験から、多様な感情や気付きが生まれ、その違いを互いに認め合う力が育まれます。このように、子ども自身が主体となって取り組む体験への転換が大切です。インターネットが普及し、誰もが容易に大量の情報に触れられる時代だからこそ、体験活動、読書活動を重視する必要があります。子どもたちが体験や読書を通じて多様な価値観や世界観に触れ、深く思考し、自らの言葉で表現する力を育てることは、グローバル社会に生きる基盤を形づくる学びであり、これからの中の教育に欠かすことのできない取組です。

また、電子書籍やICTを活用した図書館サービスを通じて、時間や場所を問わず多様な本に触れる機会を広げることで、すべての子どもに読書の扉を開きます。

主な取組	<p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none">■移動教室、林間学校、修学旅行の内容の充実■中学校職場体験の充実■学校図書館支援員の派遣■読書感想文コンクールの実施・学校における読書活動の推進 <p>【図書館】</p> <ul style="list-style-type: none">■小学校への学校訪問、調べ学習、図書の団体貸出、おはなし会、図書館職場体験の充実 <p>【公民館】</p> <ul style="list-style-type: none">■少年教育事業、青年教育事業の充実
------	--

主要事業⑤ 個性や創造力を育む文化的行事の充実 【担当：指導室】

音楽や美術等の芸術活動を通じて、協力して作品をつくり出し、自他の良さを見つけ合う喜びを感じるとともに、多様な文化や芸術に親しむことによって、子どもたち一人一人の個性や感性、創造力を伸ばします。

芸術活動においては、自分なりの表現を模索する過程で、発想力や表現力が磨かれます。さらに、仲間との協働によって多様な視点に触れることで、自分にはなかった考えや表現を取り入れ、新しい価値を創り出す経験となります。こうした経験こそが、子どもたちの創造力を育む基盤となります。

また、オーケストラ鑑賞教室や合唱鑑賞教室等、本物の芸術に触れる機会の提供や、連合音楽会や連合作品展等、仲間とともに表現する機会を通じて、子どもたちの個性や創造力を育みます。

主な取組

【指導室】

- 多様な文化や芸術に触れる「オーケストラ鑑賞教室」「合唱鑑賞教室」の実施
- 「小学校連合音楽会」「連合作品展」の開催による学習成果の発表

施策 3

デジタル社会をよりよく生きる力を育む教育



情報化社会が急速に発展する中、ＩＣＴの活用は、子どもたちの学びの質や方法だけでなく、教職員の働き方や学校の在り方そのものにも大きな影響を与えています。

ＩＣＴを便利な道具としてではなく、学びの在り方そのものを変革する基盤と位置付け、変化の激しい社会の中で、課題を主体的に捉え、解決していくための思考力・判断力・表現力の育成を目指し、ＩＣＴを効果的に活用した授業改善や学習環境の整備を推進します。

さらに、誰一人取り残さず、すべての子どもが安心・安全にデジタル社会の一員として活躍できる教育を進めるために、情報モラルや責任ある情報発信・活用についての学びを充実させます。これらの取組を通じて、ＩＣＴを活かしながら、子どもたちが自らの可能性を広げ、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力を身に付ける教育を実現します。

指標名	対象	現状値	目標値 (令和12年)
授業でＩＣＴを週3回以上活用していると回答した割合	小5	90.2%	95.0%
	中2	67.2%	95.0%
インターネットの情報をそのまま信じるのではなく、自分で調べたり、人に聞いたりして、正しい情報であるかを確認していると回答した小・中学生の割合	小5	73.7%	80.0%
	中2	74.3%	80.0%

主要事業⑥ ICT利活用の推進 【担当：学務課・指導室・図書館】

一人1台端末環境を最大限に活用し、子どもたちがICTを駆使して主体的に情報を収集・整理・発信し、自らの学びを創造的に深めていく力を育てます。さらに、AI（人工知能）や先端的なデジタル技術を積極的に導入することで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。

また、教育の質の向上と教職員の働き方改革を両立させるために、校務と教育の両面でDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、持続可能で柔軟かつ進化し続ける学びの環境を整備します。

主な取組	<p>【学務課】</p> <ul style="list-style-type: none">■教育用タブレット端末の配備■校務用ネットワークと教育用ネットワークの統合■教育用ネットワークにおける通信回線の拡充■電子黒板の配備■留守番電話（職員室）の導入■GIGAスクールサポーターの派遣 <p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none">■デジタル学習基盤を活用した授業の推進■ICTを活用した教材等の作成・共有■授業改善推進プランにおけるICT利活用の位置付け■校務・教育におけるAI活用の研究・推進■DXの推進 <p>【図書館】</p> <ul style="list-style-type: none">■電子図書館の学校での利用のための児童・生徒へのID付与の推進
------	---

主要事業⑦ デジタル・シティズンシップ教育の推進 【担当：指導室】

子どもたちが、インターネットやデジタル機器を安全かつ適切に使う力を身に付けるとともに、デジタル社会の一員として責任ある行動ができるよう、デジタル・シティズンシップ教育を教育の柱の一つとして推進します。

その中では、自他の人権を尊重し、情報モラルを身に付けることに加え、オンライン上のコミュニケーションの在り方や、フェイクニュース・個人情報の取り扱い等、現代的かつ喫緊の課題に向き合う力を育成します。

これらの取組を通じて、子どもたちがデジタル社会において自らの可能性を広げつつ、他者と共に責任ある形で社会に参画できるようにし、未来を生き抜くための確かな基盤を築きます。

主な取組

【指導室】

- 次世代教育推進委員会におけるデジタル学習基盤を活用した実践の研究
- デジタル・シティズンシップ教育の推進（セーフティ教室）
- 情報セキュリティの徹底

施策 4 人権教育の推進



今日の社会では、いじめや差別、インターネット上の人権侵害等、子どもたちの尊厳を脅かす事象が多様化・深刻化しています。また、子どもの権利条約の理念やSDGsに掲げられた「誰一人取り残さない社会」を実現するためにも、人権教育を確かなものとして進めることができます。人権を尊重する態度の育成に向けて、人権教育に係る教員研修を計画的に実施し、教職員の資質・専門性の向上を図ります。

また、道徳教育をはじめとする日々の教育活動において、子どもたちが自ら人権について考え、他者との対話を通して多様な価値観に触れることができる学びの充実に取り組みます。

さらに、家庭・学校が連携して子どもの権利を尊重する文化を社会全体に発信し、すべての子どもが安心して学び、自己を伸ばすことのできる環境を築きます。

指標名	対象	現状値	目標値 (令和12年)
先生が児童・生徒一人一人のことを大切にしてくれていると回答した小・中学生の割合	小5	94.3%	95.0%
	中2	90.6%	95.0%
学校全体、学年やクラスにおけるルールを作る時に、自分の意見を言う機会があると回答した小・中学生の割合	小5	73.9%	80.0%
	中2	76.1%	80.0%
道徳の授業で、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組むことができていると回答した小・中学生の割合	小5	90.5%	95.0%
	中2	92.9%	95.0%

主要事業⑧ 人権教育に係る教員研修の実施・充実 【担当：指導室】

現代の学校現場では、いじめやネット上の人権侵害、多様性をめぐる課題等、複雑な人権課題が顕在化しています。

教職員一人一人が、人権をめぐる現代的課題や子どもの人権に対する理解を深め、適切な指導や対応ができるようにするために、計画的かつ継続的に人権教育に関する研修を実施します。

また、体罰や差別の根絶に向けた意識啓発に加え、学校内外での具体的な事例をもとに実践的な学びを深めることで、人権を尊重する教育風土を学校全体に広げます。

主な取組

【指導室】

- 人権教育推進委員会における研修の充実
- 人権教育全体計画及び年間指導計画の作成
- 服務事故防止研修の計画的な実施

主要事業⑨ 子どもの声を聴く・子どもの権利の尊重 【担当：指導室】

学校において、子どもが安心して自分の考えや気持ちを表現できる環境づくりを進め、子どもの声に耳を傾ける文化を育てます。

子どもの声を聴くことは、子ども一人一人の尊厳を守るだけでなく、自らの学びや学校生活に主体的に関わる力を育み、教育の質を高める基盤となります。

また、「小金井市子どもの権利に関する条例」の理念に基づき、教育活動のあらゆる場面で子どもの権利を尊重するとともに、子ども自身だけでなく、地域全体が子どもの権利について理解し、権利が守られるよう、関係機関等との連携を推進します。

主な取組

【指導室】

- 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・啓発
- 小・中学校における子どもの声を聴く取組の推進
- 子どもオンブズパーソンとの連携

主要事業⑩ 対話のある道徳教育の充実 【担当：指導室】

人としての生き方や他者との関わり方について、子どもたちが主体的に考え、議論を通じて価値観を深めていけるよう、「考え、議論する道徳」を柱とした道徳教育を展開します。多様な価値観が共存し、予測困難な社会を生きる子どもたちにとって、対話を通して互いの考えを理解し、自らの判断を形づくる経験は不可欠です。その過程で培われるのは、価値の理解にとどまらず、他者を尊重しながら自分の意見を表現し、社会の一員としてよりよく生きるための力です。

また、地域と連携した公開授業や意見交換会等の開催を通じて、地域・家庭・学校が一体となって、道徳教育の推進を図ります。こうした協働により、子どもたちが日常生活の中でも「考え、議論する」姿勢を大切にしていきます。

主な取組

【指導室】

- 考え方、議論する道徳授業の実施
- 道徳教育推進委員会の充実
- 道徳教育全体計画及び年間指導計画の作成
- 道徳授業地区公開講座の充実

施策 5 一人一人の困り感への支援の充実



子どもたちが心身ともに安心して学校生活を送るためには、一人一人の状況や背景に応じた、きめ細かな支援が不可欠です。「いじめをしない、させない、許さない」教育の推進を通じて、互いの人権を尊重し合う学校文化の構築を図ります。

また、不登校の子どもについては、一人一人の「困り感」を的確に把握し、その背景やニーズに応じた支援を行うことで、多様な学びへの接続を支援します。

さらに、特別な支援を必要とする子どもたちが、その子らしさを発揮しながら学び、成長できるよう、特別支援教育の充実を図ります。

指標名	対象	現状値	目標値 (令和12年)
学校に行くことが楽しいと回答した小・中学生の割合	小5	87.5%	100.0%
	中2	86.1%	100.0%
先生がいじめを減らす努力をしてくれていると回答した小・中学生の割合	小5	97.7%	100.0%
	中2	96.0%	100.0%
学校の教員が、特別支援教育について理解し、授業の中で児童・生徒の特性に応じた指導上の工夫（板書や説明の仕方、教材の工夫等）を行っていると回答した学校の割合	小学校	100.0%	100.0%
	中学校	100.0%	100.0%
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できていると回答した小・中学生の割合	小5	72.9%	75.0%
	中2	73.8%	75.0%

主要事業⑪ 個に寄り添う不登校支援の推進 【担当：指導室】

不登校の背景は多様であり、その要因や状態に応じた個別の支援が求められています。個人指導ファイルを活用し、子ども一人一人の思いや状況を丁寧に把握とともに、不登校支援コーディネーターの教員を中心に関係機関と連携し、組織的な不登校支援を行います。

また、学校内外における多様な学びの場を整備するとともに民間の関係機関との連携を図り、子どもがいつでもどこでも、自分の状況に応じた学びにつながれるよう、支援を充実します。

主な取組

【指導室】

- 個人指導ファイルの活用推進
- 教育相談所ともくせい教室の連携の充実
- 多様な学びの場の充実等（もくせい教室、校内教育支援センター、ＩＣＴの活用）
- 中学校における不登校対応巡回教員による支援の充実
- 不登校対策委員会の充実

主要事業⑫ 様々な困り感を抱えた子どもへの支援の充実 【担当：指導室】

発達・学習・心身・家庭環境等、様々な困り感を抱える子どもに対して、必要な支援を組み合わせて提供できるよう、人的配置や専門的な相談体制を整備します。

また、日本語指導が必要な児童・生徒については、日本語指導補助員を活用し、言語面での支援を充実させることで、学校生活全般への適応と学習への参加を保障します。

これらの取組を通じて、一人一人の困難に応じた支援を的確に組み合わせ、誰一人取り残さない学びの環境づくりを進めます。

主な取組

【指導室】

- 日本語指導の充実（日本語指導補助員派遣）
- 読み書き困難等支援の充実

主要事業⑬ いじめをしない、させない、許さない教育の推進 【担当：指導室】

いじめの未然防止・早期発見・早期対応を徹底するため、日常の教育活動を通じて人権尊重の意識を育てるとともに、道徳の授業や学級活動においていじめを考える機会を計画的に設定し、子ども同士の対話や思いやりの心を育む教育を推進します。

いじめを行ってしまう背景には、一人一人の子どもが抱える様々な困難や「困り感」が存在する場合があります。そのため、日常的にスクールカウンセラー（S C）やスクールソーシャルワーカー（S S W）と連携し、子どもに寄り添った相談・支援を行います。

いじめを把握した場合には、「小金井市いじめ防止対策推進条例」や小金井市及び各校における「いじめ防止基本方針」に則り、速やかな解決を図るとともに、子どもオンブズパーソンとの相談を手立てとし、第三者の視点を踏まえた適切かつ公正な対応を進めます。

主な取組	<p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none">■小金井市いじめ防止対策推進条例の周知徹底■いじめ防止基本方針に基づいた取組の徹底
------	---

主要事業⑯ その子らしさを引き出す特別支援教育の推進 【担当：指導室】

障がいのある子どもや学習に困り感を抱える子どもが、自分の力を発揮しながら充実した学校生活を送れるよう、特別支援教育を一層推進します。全ての子どもが共に学び、共に生きる力を育むことができるよう、理解を深める教育を展開します。

個別のニーズに対応した支援を行い、「好きなこと」「得意なこと」を伸ばすことで、その子らしさを最大限引き出し、子どもたちが自己肯定感を高め、自信をもって生活できる環境を整備します。

さらに、全ての教職員が特別支援教育への理解を深められるよう、研修の充実を図ります。

主な取組

【指導室】

- 特別支援教育研修会の充実
- 介助員の派遣・特別支援教育支援員の派遣
- 小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の設置
- 心のバリアフリー事業の推進

主要事業⑯ 組織的な教育相談体制の充実 【担当：指導室】

不登校をはじめとする多様な課題を抱える子どもたちの学びと成長を支えるため、（仮称）小金井市教育支援センター構想を推進し、学校や家庭、地域、関係機関と連携する拠点として整備を図ります。（仮称）小金井市教育支援センターは、子どもが安心して学び、自分のペースで成長できる場であるとともに、保護者が相談し、支援につながる窓口の役割を担います。

「小金井市子どもの権利に関する条例」の理念を踏まえ、子どもの声を丁寧に聴き取り、子ども自身が主体的に学びを選び取れるよう支援することを重視します。また、教職員が一人で抱え込まず、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等、専門機関や関係者と連携しながら組織的に支援にあたることで、問題の早期発見・対応を可能にし、子どもの安心・安全な学びの保障につなげます。

主な取組

【指導室】

- 積極的な教育相談・自殺予防の取組の実施
- （仮称）小金井市教育支援センター構想の推進・組織再編成
- スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣

施策 6 地域とともにある学校づくりの推進



地域や家庭と連携・協働しながら、子どもたちの学びと育ちを支える学校づくりを進めます。そのために、地域住民や保護者が学校運営に参画するコミュニティ・スクールを推進し、地域全体で子どもを育む体制を構築します。本市における豊かな自然環境、文化芸術活動、市民活動、地域の大学等と連携することで、子どもたちが身近な社会とのつながりを実感し、実社会で生きる力や多様な他者と共生する力を育んでいきます。

また、中学校の部活動では地域展開や地域クラブとの連携を進め、地域団体や大学等の協力を得ながら、持続可能な活動を目指します。

さらに、地域の実情や児童・生徒数の変化を踏まえた学区域の検討、学校施設の計画的な整備・充実等を図ります。

指標名	対象	現状値	目標値 (令和12年)
地域の方と活動をしたいと思う小・中学生の割合	小5	82.8%	85.0%
	中2	73.3%	75.0%
放課後に安心して過ごすことができないと回答した小・中学生の割合	小5	78.7%	85.0%
	中2	72.8%	85.0%
自分が通う学校の施設に満足していると回答した小・中学生の割合	小5	39.6%	60.0%
	中2	39.6%	60.0%

主要事業⑯ コミュニティ・スクールの推進・放課後の居場所の充実

【担当：指導室・生涯学習課】

地域・家庭・学校がパートナーとして連携を深め、地域と学校が協働して未来を生きる子どもたちを育てるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実を図ります。学校運営協議会を通じて、学校の課題を地域と共有し、合意形成を図りながら解決に取り組むことで、地域と学校が一体となった教育を実現します。

また、地域の教育資源を活用した体験的な学びやボランティア活動を展開し、地域ぐるみで子どもを育む体制を構築します。

さらに、放課後においても子どもたちの居場所や活動の場を確保し、学びと成長の機会を豊かにする環境整備に取り組みます。

主な取組	<p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none">■地域の教育資源の活用■ボランティア活動の充実（ボランティアカードの活用）■学校関係者評価の実施■コミュニティ・スクールの運営支援 <p>【生涯学習課】</p> <ul style="list-style-type: none">■放課後子ども教室の充実■地域未来塾の充実
------	---

主要事業⑯ 部活動の地域展開の推進 【担当：指導室・生涯学習課】

文部科学省が進める「部活動の地域展開」の方針を踏まえ、地域と連携した形で部活動を推進し、持続可能な形で子どもたちのスポーツ・文化活動を推進します。部活動指導員や部活動外部指導員の配置を進め、専門性の高い指導を実現するとともに、教職員の負担軽減と働き方改革を推進します。

また、地域クラブ、市民団体、大学等との連携により、多様な活動機会の提供に努め、子どもたちの主体的な参加を促します。

主な取組	【指導室】 ■部活動指導員・部活動外部指導員の配置
	【生涯学習課】 ■学校部活動の地域展開に関する検討委員会の実施

主要事業⑰ 柔軟な学区域の検討 【担当：学務課】

児童・生徒数の変動や地域の実情に応じた柔軟な学区域の設定を検討し、将来を見据えた持続可能な学校運営の実現を目指します。

また、通学の安全性や地域と学校との結びつきを考慮しながら、学区域・調整区域の在り方を検討し、よりよい学習環境づくりを推進します。

主な取組	【学務課】 ■学区域・調整区域の検討

主要事業⑯ 学校施設の充実 【担当：庶務課・学務課】

すべての子どもが安心・安全に学べる学校施設の整備に向けて、学校施設の老朽化に対応するための「長寿命化計画」を改定・実行し、計画的な建替えや大規模改修等を実施します。

また、トイレ環境改善、冷暖房機の整備等、子どもたちが毎日を安全で快適に過ごせる学校施設の充実を図ります。

さらに、地域コミュニティの拠点としての機能を有するような学校施設の在り方についても検討していきます。

主な取組

【庶務課】

- 学校施設長寿命化計画の推進
- トイレの環境の改善
- 中学校3・5人学級移行に伴う教室の整備

【庶務課・学務課】

- 冷暖房機の整備

主要事業⑩ 幼保小中等の連携の推進 【担当：指導室】

子どもの発達を切れ目なく支援するために、保育園・幼稚園等と小学校との連携、小学校と中学校との連携において、円滑な接続を意識した連携体制を推進します。

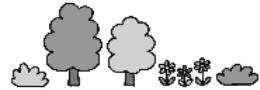
また、カリキュラムや指導方法の共通理解を深める研修と交流を通じて、子どもの実態や課題に応じた指導・支援が可能となるよう、情報共有と協働の体制づくりを推進します。

主な取組

【指導室】

- 幼保小の交流の推進
- 小・中学校意見交流会の充実

施策 7 地域と協働した安全教育の推進



子どもたちが安心・安全に生活し、学び続けるためには、学校だけでなく、地域社会や家庭と一体となった安全教育の推進が不可欠です。自然災害や交通事故、日常生活に潜む危険等、様々なリスクに対して、子どもたち自身が主体的に備え、適切に判断・行動できる力を育みます。地域の防災力を高めることは、現代社会において最も重要な施策の一つであり、地域全体で取り組むべき喫緊の課題です。学校は、災害時に地域の避難場所となる公共施設であると同時に、子どもたちが防災や安全に関する知識と技能を学び、実際の行動につなげる教育の場でもあります。

地域の関係機関や保護者と連携しながら、防災教育や交通安全教育等の安全に関する取組を展開します。これにより、子どもたち一人一人の命を守る力と、地域住民として周囲と協力し合う意識を育み、地域の防災力向上につなげます。

指標名	対象	現状値	目標値 (令和12年)
災害が起きた時の対応について、一時避難場所の確認等、家族や身近な人と普段から話をしている小・中学生の割合	小5	—※	70.0%
	中2	—※	70.0%
登下校時に地域の人たちが見守ってくれていると回答した小・中学生の割合	小5	81.7%	85.0%
	中2	54.0%	70.0%
交通安全について学んだことを活かして、登下校できていると回答した小・中学生の割合	小5	71.0%	75.0%
	中2	47.0%	75.0%

※進行管理は、今後実施するアンケート調査にて確認予定

主要事業⑪ 防災教育・安全教育の充実 【担当：指導室】

近年頻発する大雨、台風、地震等の自然災害への備え、日常生活で発生しうる犯罪の被害防止、火事や不審者等の学校安全の取組等、命を守るための知識・行動力を育てる防災教育・安全教育を推進します。学校防災計画に基づく避難訓練や、防災・安全に関する授業・講話のほか、地域の防災訓練や関係者との連携を強化し、地域・家庭・学校が一体となった防災・安全意識の向上を図ります。

さらに、不審者事案への対応を強化するため、学校における防犯訓練や通学路の安全点検、関係機関との連携を推進します。その中で、子ども自身が「自分の命は自分で守る」という意識を持ち、危険を察知し適切に判断・行動できる力を育てることを重視します。こうした取組を通じて、子どもの命を守り抜く教育を地域全体で推進します。

主な取組

【指導室】

- 学校危機管理マニュアルの充実
- カンガルーのポケットの整備
- 健全育成推進協議会の実施
- 子ども支援ネットワーク会議の推進

主要事業⑫ 交通安全の推進・通学路の安全確保 【担当：学務課・指導室】

登下校中の交通事故防止や、自転車の安全利用、日常生活における危険回避能力の向上を目的に、計画的な交通安全指導を行います。

また、地域の警察署や交通指導員、保護者、自治会等と連携し、通学路の安全点検や見守り体制の強化を図ります。

主な取組

【学務課】

- 防犯カメラの維持・管理

【指導室】

- 交通安全教室（セーフティ教室）の実施

施策 8 健康・食育の推進



子どもたちが心身ともに健やかに育ち、よりよく生きる力を身につけるために学校では健康教育と食育を柱として推進します。まず、日常の健康教育を通じて、子どもたち一人一人が自らの健康を守り、高める生活習慣を身につけることを重視します。生活リズムの確立や心身の健康づくりを基盤とし、主体的に健康管理に取り組む力を育てます。

また、学校給食と連動した食育を充実させ、子どもたちが命の尊さや食の大切さを実感するとともに、望ましい食習慣を形成することを目指します。

さらに、地場野菜等の活用や地域の農業・食文化とのつながりを学ぶことで、地域への理解と関心を育む教育を展開します。

指標名	対象	現状値	目標値 (令和12年)
健康に過ごすために、授業で学習したことや保健室の先生等から教えられたことを、普段の生活に役立てていると回答した小・中学生の割合	小5	81.4%	85.0%
	中2	75.1%	80.0%
授業や栄養士の先生の話等から、食に対して、興味・関心を持っていると回答した小・中学生の割合	小5	75.3%	80.0%
	中2	71.3%	80.0%
毎日の給食を楽しみにしていると回答した小・中学生の割合	小5	89.2%	90.0%
	中2	89.9%	90.0%

主要事業② 体育・保健・健康教育の充実 【担当：学務課・指導室】

体力の向上や生活習慣の改善、心の健康づくり等、子どもたちが生涯を通じて健康で自立した生活を送るための基盤を育てるため、体育や保健の授業の充実を図ります。

また、発達段階に応じた性教育や薬物乱用防止教育、がん教育等、自他の命や体を大切にする意識を育む教育を推進します。

主な取組

【学務課】

- 定期健康診断の実施

【指導室】

- 包括的性教育の実施
- 生命（いのち）の安全教育の実施
- 薬物乱用防止教育の充実（セーフティ教室）
- 感染症・がん教育の推進
- 水泳指導介助員の配置・水泳指導外部委託試行事業の実施

主要事業④ 食育の推進 【担当：学務課・指導室】

学校給食は、栄養バランスの取れた食事の提供にとどまらず、食を通じて子どもたちの心身の健全な発達を支え、社会や文化とのつながりを学ぶ総合的な教育の場です。本市では、都市部にありながらも市内の農地や地元農家と連携し、地場産の野菜を取り入れた給食の提供を進めています。地域の食文化や生産者への感謝の心を育むとともに、武蔵野の自然や環境教育と結びつけながら、持続可能な食の在り方や食の循環について学ぶ機会を提供します。

さらに、小金井市食育推進計画に基づき、授業や掲示物・イベント等を通じて、正しい食習慣の形成、食文化の継承、共食を通じた人間関係づくりを進めます。市民農園や地域イベントでの農業体験の機会を広げ、子どもたちが自らの生活と地域、環境とのつながりを実感できる食育を推進します。

これらの取組を通して、子どもたちが生涯にわたって健康に生きる力と、持続可能な社会を支える力を身につけられるよう、本市ならではの特色を活かした食育を展開します。

主な取組

- 【学務課・指導室】
- 食育リーダー会の実施
- 小金井市食育推進計画の推進
- 地場野菜等を活用した給食の実施
- 学校給食の充実

施策 9

教員のキャリア形成と働き方改革の推進



急速に変化する社会を踏まえ、学校教育には、知識の伝達に偏った学びから「主体的・対話的で深い学び」への転換が求められています。子ども一人一人が学びに向かう力を育むとともに、思考力・判断力・表現力等の資質・能力を確実に育成する授業変革を推進することが不可欠です。そのため、教員自身が専門性を高め続けることが重要であり、校内研修や授業研究の充実を通じて、互いに学び合う教師集団の形成を図ります。

また、校種間の連携・接続を強化することで、幼児期から中学校まで切れ目のない学びを保障し、子どもの発達や学習に即した指導を実現します。

一方で、教員が子どもと向き合う時間を確保し、専門性を十分に発揮できる勤務環境の整備が不可欠です。業務の適正化や効率化、ＩＣＴの効果的活用、小学校高学年の教科担任制等を進め、教員の負担軽減と働き方改革を一体的に推進します。

授業変革と働き方改革を両輪として進め、持続可能な学校運営体制を構築することで、子どもたちの学びの質の向上と、教員が誇りとやりがいをもって働き続けられる教育環境を実現します。

指標名	対象	現状値	目標値 (令和12年)
授業研究や事例研究等、実践的な研修を行っていると回答した学校の割合	小学校	100.0%	100.0%
	中学校	100.0%	100.0%
時間外在校等時間が、月45時間以下の教職員の割合	教員 (小)	67.2%	100.0%
	教員 (中)	61.9%	100.0%

主要事業② 校内研究と教員の研修の充実 【担当：指導室】

授業改善や学級経営、生徒指導力等の向上に向けて、OJT等を積極的に取り入れながら、現場の実践に直結する校内研究及び校内研修の充実を図ります。また、教員の職層や課題に応じた外部研修も計画的に実施し、すべての教員が子どもの特性に応じた適切な指導を展開できるよう支援します。

新しい授業を創造するためには、子どもの学びを中心に据え、立場や職層を超えて対話を重ねることが不可欠です。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教員同士が授業を公開し合い、子どもの学びの姿を起点に議論を深める授業研究を推進します。これにより、個々の指導力の向上にとどまらず、学校全体として協働的に授業改善を進める文化を醸成します。

主な取組

【指導室】

- 授業改善研究指定校の指定
- 研究奨励校の指定
- 研究推進委員会の実施・研究紀要の作成
- 職層別課題別教員研修の実施

主要事業⑥ 生きがい、やりがいのある働き方改革の推進 【担当：指導室】

教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいをもって指導にあたることができるよう、長時間勤務の是正や心身の健康保持に向けた取組を推進します。そのために、業務の見直しや役割分担の適正化、ＩＣＴの効果的な活用、人員配置の工夫等を一体的に推進し、学校現場の業務負担を軽減するとともに、職務における充実感の向上を目指します。

こうした取組を通じて、教職員が専門性を発揮し、生きがいとやりがいをもって働き続けられる持続可能な学校運営体制を実現するとともに、子ども一人一人の学びを支える教育の質の向上につなげます。

主な取組	<p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none">■教員の働き方改革計画の作成・実施■学校事務共同実施の充実■校務支援システムの充実■出退勤管理システムの運用による勤務時間の把握■教職員の心の健康促進の推進
------	---

第 5 章 教育プランの推進に向けて

- 1 推進体制
- 2 進行管理

1. 推進体制

本教育プランの推進にあたっては、市民、小・中学校、地域、教育関係団体、教育委員会等がそれぞれ主体的に行動するとともに、互いに協力・連携して、教育目標・基本方針の実現に向けて取り組みます。

また、教育にかかる施策は、子育てや福祉、健康等の分野を所管する他の部局とも密接に関わるため、これまで以上に関係部局との連携を強化し、実効性の高い教育施策を推進します。

2. 進行管理

本教育プランに掲載した施策は、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し・改善（Action）のサイクルで着実に推進します。

また、本教育プランの実効性を高めるためには、取組の状況を定期的に検証・評価することが重要です。

そのため、毎年度実施している地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づく「小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、進行管理を行い、第三者評価として学識経験者による意見を聴取したうえでその結果については、毎年度公開することとし、情報公開の推進と説明責任を果たしていきます。

また、本教育プランに掲載しています指標については、毎年市内市立小学校 5 年生の児童及び中学校 2 年生の生徒を対象に、アンケート調査を実施し、数値の把握を行っていきます。

さらに、新たな施策を確実に実施するためには、学校現場や教育委員会の事務の効率化もあわせて検討し、事務改善を推進します。

なお、本市教育委員会がこれまでに推進してきた取組のうち既に定着している取組についても継続的に取り組んできます。また、教育を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、時代にあった実効性のあるプランとなるよう、新たな取り組みが必要となった場合には、内容の見直しを図りながら、適切な対応に努めます。

協議第 7 号

教育に関する事務に係る予算に対する意見について

令和 8 年度小金井市一般会計歳入歳出予算のうち、教育に関する事務に係る予算に対する意見について、別紙のとおり協議を求める。

令和 7 年 11 月 11 日

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、教育に関する事務に係る予算に対する意見を市長に提出するため、別紙について協議を求めるものであります。

令和8年度教育委員会予算要求に係る主要事業一覧

1 学校教育部

課名	事業名	事業説明
1 庶務課	緑小学校トイレ改修工事	小中学校の洋便器化率は一定程度向上したものの、トイレの質的改善(臭気対策等)によるトイレの環境改善に注力する必要がある。特にこの間、臭気が酷く早期の環境改善が求められている緑小学校のトイレについて、湿式から乾式(ドライ化)に改修を行う。
2 庶務課	第二小学校トイレ改修工事	当校の特別支援学級(難聴、言語障害)のトイレは、児童及び職員が使用しており使用頻度が高いものの、男女共用のため同時に使用することができないため、男女でそれぞれ使用できるようにトイレ内をブースで区分けする改修を行う。
3 庶務課	小学校普通教室カーテン設置工事	小学校では、学校・学年によっては体育授業の前後の着替え等を同一教室で行っており、学校や保護者等から、男女が同室で着替える際の不安を解消し、児童が安心できる教室環境の改善が求められている。このことから、教室に仕切りカーテンの設置する改修を行う。
4 庶務課	緑中学校校庭改修工事	当校庭では、降雨となった際に水はけが悪く、水溜まりが発生するため、数日間にわたり校庭利用が制限され、体育授業や部活動などの教育活動に支障をきたしている。このことから、水勾配の確保および排水設備の更新等による校庭の改修を行う。
5 庶務課	前原小学校外壁・屋上防水等改修工事	当校は、経年劣化により雨漏りの発生や外壁の剥落・落下の危険性が高まっている。このことから小金井市学校施設長寿命化計画に基づき、早急に外壁改修及び屋上防水改修工事を実施する。
6 学務課	定期健康診断応援医委託事業	小中学校の児童生徒数は年々増加しており、各校で各科1名の学校医が、一定期間内で定期健康診断を実施するのが困難になっている。特に1人当たりの受診時間が長い内科及び歯科については、学校医の負担が大きいため、応援医を小金井市医師会・小金井歯科医師会へ委託する。
7 学務課	専科教室等エアコン新設事業	各校の利用状況に基づく未設置教室への設置要望に伴い、中学校5校の第二理科室、第一中学校の第一音楽室、支援教室等へエアコンの新設を行う。
8 学務課	普通教室エアコン更新事業	平成23年度に導入した普通教室設置のエアコンについて、保守期間の15年を経過することにより、事業者保守対応も高額となることから、故障リスク、酷暑化における児童生徒の健康面等を鑑み、普通教室用エアコンのすべてを2か年に分けて更新する。
9 学務課	自動応答式電話システム構築事業	小中学校における電話システムのリースアップに伴い、新たに電話システムを構築するとともに、教員の働き方改革の観点から、タイマー式自動応答の機能を追加する。
10 学務課	学校トイレ清掃委託事業	品質向上・衛生管理の改善を目的とした体制構築を図るべく、1名体制から2名体制に増員するとともに、勤務時間も拡大した清掃委託を実施する。
11 学務課	発達検査委託事業	就学相談者が年々増加し、教育相談所での検査も難しい状況となってきている。また、近隣のクリニックにおいても希望者増加により検査に時間がかかるケースが増加していることから、就学までの短い期間に特性に応じたふさわしい学びの場を検討する時間を確保するため、発達検査を委託する。
12 指導室	校内教育支援センター支援員配置事業	不登校傾向にある児童・生徒が安心して登校し、学習し、生活できるようにサポートするための制度(校内別室・校内教育支援センター)を整理・統合した上で、令和8年度中の全校実施を目指した段階的な措置として、新たに小金井第三小及び緑小で校内教育支援センター支援員を配置する。
13 指導室	水泳指導外部委託	学校以外のプールで専門インストラクターに指導してもらう水泳指導外部委託の事業スキームの多元化を図り、持続可能な水泳指導のあり方を構築するため、対象校や移動手段の面で、これまでとは形を変えて、引き続き試行的に実施する。
14 指導室	校内水泳授業支援業務委託	全小学校の水泳授業の約半分に専門インストラクターを配置し、教員との役割分担の下に、より多くの指導者で水泳授業を実施する。安全・安心な水泳授業の環境整備と教員の働き方改革を両立させるとともに、一部に習熟度別指導を取り入れるなどして、水泳授業の質を向上させる。
15 指導室	部活動外部指導員配置事業	中学校部活動の運営に関して、コーチ的な立場で技術面の指導・助言を行ったり、運営支援的な立場でハード面の環境整備や練習・試合のサポート活動を行う部活動外部指導員(有償ボランティア)の体制強化を進める。

2 生涯学習部

課名	事業名	事業説明
1 生涯学習課	「小金井市史 ビジュアル版(仮)」の刊行に係る編集等委託及び編集委員謝礼	より多くの市民に「小金井の歴史」に親しんでもらうため、令和10年度の市制施行70周年に向け、「見やすさ」「わかりやすさ」「面白さ」に主眼を置いた『ビジュアル版小金井市史(仮)』の刊行に着手する。
2 生涯学習課	「江戸の糸あやつり人形」に係る学術的調査謝礼	市内に活動拠点を有する「結城座」が所持する国の記録選択の措置を講ずべき無形の民俗文化財「江戸の糸あやつり人形」について、調査報告書を作成し、国の重要無形民俗文化財指定を目指すため、学識経験者からなる調査検討委員会を立ち上げ、本格的な調査を開始する。
3 生涯学習課	少年自然の家厨房空調設備設置等工事	近年の急激な地球温暖化の影響により、避暑地である清里山荘もエアコンが必要な状態にある。特に厨房については、火や熱源を使用するため、他と比較しても高温になりやすい、従業員の健康を守るだけでなく、食材の腐敗による食中毒事故を未然に防ぐためにも、優先的にエアコンを設置する。
4 生涯学習課	上水公園運動施設のグラウンド整備工事	市内唯一の多目的グラウンドである上水公園運動施設は、昭和60年度の施工以来本格的な改修を行っておらず、凹凸や軽石が表出する等、競技に支障をきたしている。このため、第2次スポーツ推進計画で掲げる「安全で快適に運動・スポーツができる場の充実」に基づき、特に市民要望が多いグラウンドの適正化を図る。
5 生涯学習課	総合体育館大体育室の照明LED化工事	「水銀に関する水俣条例」採択により、令和3年から製造・輸入が禁止となった大体育室の水銀灯について、他の公共施設と同様にLED化を進め、安定的な運用を図るとともに、CO ₂ 排出削減及び電気料削減に寄与する。
6 図書館	図書館基本計画策定支援委託	図書館基本計画は、本市の図書館運営全般についての考え方、施策、事業、推進体制等を示すものである。現行の「小金井市図書館基本計画」が令和8年度で終了のため、令和9年度から令和13年度までを計画期間とする次期計画の策定を行う。
7 図書館	Wi-Fi導入回線使用料	図書館基本計画及び自治体DX推進全体方針1.0版に基づき、利用者の調査・研究における情報検索の利便性向上のため、図書館本館1階閲覧室及び2階参考資料室にWi-Fiを導入する。
8 図書館	レファレンスデータベース使用料	上記同様に、利用者の調査・研究における情報検索の利便性向上のため、他市で既に多く導入されている新聞や経済・法律分野のインターネットレファレンスツールを図書館本館の利用者用インターネットパソコンに導入する。
9 図書館	プロジェクター借上	図書館本館地階集会室の視聴覚設備は、設置後30年以上が経過しているため老朽化が激しく、使用に耐えないことから、スクリーン及びプロジェクターを入れ替え、適切に映写会や各種講座等が行える環境を確保する。
10 公民館	防犯カメラ設置工事	公民館各館は、図書室や児童館との複合化により、子どもの居場所としても重要な役割を果たしているが、誰でも出入りができる、施設が古く構造上見通しが悪いところもあることから、時折不審者の出没情報がある。このため、全館に防犯カメラを設置し、市民がより安全・安心に過ごせる環境を確保する。
11 公民館	エレベーター修繕	緑分館、貫井南分館、貫井北分館のエレベーターについて、令和7年度保守点検において昇降用ワイヤやバッテリー等の経年劣化の指摘を受けた。エレベーターの安全装置に係る予防修繕は、施設を適切に維持管理するうえで絶対条件となるため、事故等が起こる前に適切な修繕を行う。

給食費の改定について

1 改定理由

(1) 食材費の物価高騰（特に米価）

- ア 令和7年10月以降、新米に供給が切り替わる時期であり、これまで以上に米価が高騰している。
- イ 米は他の穀物に代え難い主食であり、「小金井市学校給食の指針」の要となる「米飯給食は、週3回以上の実施」に影響を及ぼす状況である。
- ウ 消費者物価指数は、「食料」の項目で約6.4%上昇（直近1年）している。

2 単価

(1) 改定前及び改定後

区分		改定前	改定後
小学校	1・2年	299円／食	315円／食
	3・4年	320円／食	337円／食
	5・6年	340円／食	360円／食
中学校	全学年	381円／食	408円／食

(2) 積算根拠

消費者物価指数（令和2年基準）における直近1年間の上昇率の平均（※）に、令和2年度における給食費を乗じた金額と、東京都公立学校給食費負担軽減補助における補助上限とを比較し、いずれか低い金額（都補助上限の範囲内で改定）

※ 令和6年9月から令和7年8月までの各月における消費者物価指数（「食料」の項目）

3 実施期間

令和8年1月から同年3月まで

4 その他

市立小中学校における給食については、令和7年1月より当面の間、完全無償化を実施しているため、今回の改定による保護者負担は発生しない。

教育委員会の今後の日程

令和7年1月11日

会議名	日時	場所
市教育委員会訪問	11月19日(水) 午前10時15分	南小学校
東小学校研究発表会	11月21日(金) 午後1時10分	東小学校
令和7年 第12回教育委員会定例会	11月25日(火) 午後1時30分	801会議室
連合音楽会(1日目)	11月27日(木) 午後1時	小金井 宮地楽器ホール
連合音楽会(2日目)	11月28日(金) ①午前9時30分 ②午後1時	小金井 宮地楽器ホール
二十歳を祝う会	1月12日(月・祝) ①午前11時 ②午後1時15分	小金井 宮地楽器ホール
令和8年 第1回教育委員会定例会	1月13日(火) 午後1時30分	801会議室
東京都市町村教育委員会連合会 第3回常任理事会・理事会 第2回理事研修会	1月14日(水) 午後1時30分	東京自治会館
市町村教育委員研究協議会 (後期)	①1月16日(金) 午後1時 ②2月6日(金) 午後1時	①オンライン開催 ②TKP 新橋カンファレンスセンター
東京都教育委員会 人権尊重教育推進校研究発表会	1月28日(水) 午後1時30分	緑中学校
小金井教育の日	2月4日(水) 午後2時15分	小金井 宮地楽器ホール